

# 近代中国における漢冶萍公司与盛宣懷（I）

加藤 幸三郎

## 1) はじめに

周知のように『日本資本主義分析』では、その第一篇・第二篇で、「労働手段生産の見透しの確立」について指摘・言及されている。その指摘は、日清戦争後における八幡製鉄所の創設と、その原料たる大冶鉄の輸入・確保とも関連して、「戦前日本資本主義」における「半封建的日本資本主義」の特質の一端を示すものとして言及されている<sup>1)</sup>。

その含意は、戦前期日本資本主義の形成・確立過程の特質は、すでに世界的規模で「産業資本」が確立している段階であるために、「労働手段は輸入・設置」という関係にあり、たとえば、「大阪砲兵工廠」装置の基礎たる「工作機械」はオランダからの輸入であり、「海軍工廠の前身」たる横須賀製鉄・造船所の工作機械はフランスからの輸入であり、幕末の島津藩における「集成館」場合もイギリスから工作機械を輸入していたのである。

普通先進国では、まず紡績業が発展し、その後で機械生産が続く過程を歩むのに反し、後進国日本では、真先に「軍工廠」が創設され、後になって紡績業・製糸業の模範工場が形成されてくるのである。本来鉄は、近代生産の骨格をなす労働手段の原材料であるが、同時に鉄は軍器の主材料であることに留意すべきである。かかる鉄の確保のために、結局始めから「帝国主義的傾向」・「帝国主義の形」で日本の「産業資

本が成立」するのである。

以下、釜石製鐵所の創生事情にも言及するが、昨年3月の「東日本大震災」に関連して、私なりに被災地の将来の復興・発展に期待する微意をもつことをも記しておきたい。

## 2) 官営八幡製鉄所の創設と原料問題

以下、主として三枝博音・飯田賢一編『日本近代製鉄技術発達史』（東洋経済新報社、昭和32年刊。なお『工部省沿革報告』も引用されている）に拠りつつ幕末期以降の本邦製鉄業の形成過程を検討し、大島高任の果たした歴史的役割をはじめ、官営八幡製鐵所の形成・展開の跡を辿ってみよう。

### ① 八幡製鉄所創設の前提（大島高任と「洋式高炉」）

すでに藩政期の水戸藩では、盛岡藩医の子息で、蘭学を通じて「西洋砲術・採鋇」を学んだ大島高任を招き、「反射炉」によって「鑄砲＝モルチール砲」を完成、試射を経て江戸に回送されたという。その大島高任は、水戸藩の「鑄砲技術の中心」にいたが、「砲鑄造用」の原料銑を砂鉄銑に仰いでいては、量質ともに到底国防兵器の鑄造を完うすることはできないことを痛切に感じ、鉄鋇石から原料銑を求めるべく各地を採訪・渉獵したという。その結果、南部藩の大橋鉄山（現在の岩手県遠野市から仙人峠を

越えた釜石鉄山)を発見したのである。自分でここにヨーロッパ式の溶鉱炉建設の計画をたて、安政三(1856)年11月、南部藩に申出たのである。翌安政四(1857)年3月に築造が始められた「洋式高炉」は、同年秋には工事を終え、12月1日に「吹試し」が行われた。恐らく日本で最初のものであろう(引用書17頁、図6大橋高炉参照)。<sup>2)</sup>

明治維新後、岩手県閉伊郡甲子村大橋鉄鉱山・橋野村鉄鉱山・左比内村鎌ヶ峯鉄鉱山・栗林村鉄鉱山を総称して「釜石鉄山」とよんだが、『工部省沿革報告』によれば、明治6(1873)年7月「官堀場」に指定され、翌7(1874)年5月21日「開鑿ノ業ヲ創始シテ」釜石支庁が置かれている。しかし、同年11月29日に「更ニ橋野、佐比内、栗林ノ三坑開採ハ官行ヲ寝ムルヲ以テ、人民ノ借区ヲ許シ、大橋鉄山ハ来年(明治八年)二月二十八日ヲ期シテ釜石支庁ニ交付スベキ」ことが発令された。つまり、官営(工部省所管)釜石鉄山は、はじめ大橋・橋野・佐比内・栗林の四鉄山のみを官行として、これを中心に採鉄・製錬の業務を開始したのである。このように、釜石鉄山官行のことは、大島高任らが、鉄鉱石を釜石の岩鉄に求め、大橋に高炉を築造し、とにかく慶応年間まで製鉄稼行を継続し、相当の成果を挙げたことにあることは疑いない。また当時の明治政府が釜石鉄山に期待をかけたのは、想像以上のものであったようである。

## ② 明治初期の鉄業政策

だがそもそも明治政府が鉄業の振興をはかったとき、重要視したのは鉄ではなかったといわれる。初めは、まず金・銀・銅に着目したと考えられる。それは、院内鉄山(秋田県雄勝郡、後、古河市兵衛に払下げ)、小坂鉄山(秋田県鹿角郡、久原庄三郎に払下げ)、生野鉄山(兵

庫県朝來郡、三菱に払下げ)、佐渡金山(新潟県佐渡市相川、三菱に払下げ)といった諸鉄山の官収や各鉄山局による経営の動きからも判明しよう。むしろ「製鉄」への要求は、明治3(1870)年に工部省が創設され、造船や鉄道敷設が急務になってからのことである。明治4(1871)年2月には、陸中国諸鉄山の開発に関して「稟議」が許可されている。

「鉄山ノ事業タル之ヲ緩慢ニ付スルトキハ失費多クシテ収益少シ。而シテ本邦従来採掘ノ方タル迂遠ニシテ失費多シ。故ニ鉄山師ヲ外国ヨリ聘傭シテ開採ノ業ヲ執ラシメ、御国人ヲシテ之ヲ習得セシムルコト方今ノ急務ナルヲ以テ、該業ニ熟練セル外国人ヲ倩ヒ、而テ先ヅ陸中諸鉄山ヲ開鑿セシメン」と。ついで同年9月、「官坑開堀ノ業ヲ盛ニスルノ目途ナルヲ以テ」英人ゴットフレーが鉄山師長として雇入れられ、「陸羽地方ノ巡検」を命ぜられている。一方の46歳の大島高任は鉄山助として、同明治4年暮から有名な「岩倉使節団」に随行して欧米諸国視察の旅に出ている<sup>3)</sup>。

さきのゴットフレーは「陸羽等ヲ巡検セシトキ」閉伊郡鉄山は良山であると復命したといわれているから、必ずしも釜石鉄山を目指していたものとは考えられない。さきの『工部省沿革報告』では、高任が帰国した翌(明治6年7)月に「鉄山権頭吉井享モ亦巡検シテ官坑ト為スヲ可トシ」、同月釜石(大橋・橋野・佐比内・栗林)は官堀場と決定されたのである。前述のように翌7(1874)年5月には「開鑿ノ業ヲ創始シテ釜石支庁ヲ置」かれることとなった。その設置に際してまず現地に行き、全般の計画を立案・指揮したのは、工部大輔山尾庸三であり、ついで「創置ノ事ヲ弁理」したのは、ほかでもない鉄山助大島高任と鉄山寮六等出仕粕林之助であった。翌6月大島高任は、雇外国技師L・ビヤンヒーとともに釜石に出張し、熱心な討議

の末、鈴子を「熔鋳所」建設地点とすることに決済された。かくて工場建設が始まり、鋳石測量、高炉および付属設備の築造、鉄道建設、採鋳・運鋳・焼鋳・燃料といった難問に取り組んでゆくのである。

### ③ 鋳石測量と鉄道敷設

採掘作業において先立つものは鋳石測量であるが、『工部省沿革報告』（以下、『報告』と略す）で見ると、この測量に当たった技師については、ゴットフレーのみがあがっているが、前述のピヤンヒーのほかになおもう一人、米人 Benjamin S. Lyman も測量に当たった。大橋鉄山のうちの前山の測量には、採鋳のため横坑道若干間を穿掘したという。その当時でも大橋鉄山内の新山・前山の両山は採鋳のためにそれぞれ隧道開鑿中であった。鋳量であるが、「今回予ノ略算スル所ニテハ、只鋳石露出を採取スルノミニテ少ナクモ新山二十万噸、元山二十二万噸ヲ得ルハ蓋シ難キニ非ルベシ」と報告されている。官営釜石鉄山の廃止後、なぜこの官行が失敗に終わったかが、振返って考えられたのであるが、それは、採鋳の不行届・測量の甚だしい不十分さなどが、その原因にあげられるのである。

つぎに高炉および付属設備の築造は、何時ごろに行われたのであろうか。『報告』では、明治11（1878）年11月2日に「此ヨリ先高炉付属暖風炉ヲ新設シ、其工竣ルヲ告グ。此日運転試験ス」とあり、また明治13（1880）年9月10日「高炉及付属諸器誠ノ装置竣成スルヲ以テ此日製鉄ノ業ヲ創始ス」とあり、振返れば、明治8（1875）年10月に釜石村鈴子に「熔鋳所、其他器誠所等建設ノ地ト定」められてから、工場敷地の選定以降、製鉄設備がすべて完成するまでに、まる5年の歳月が費やされたことになる。

ところで、この高炉の計画や築造に当たった技術者は一体誰であったのか。大島高任は明治8

年10月以降、生野銀山・半田銀山・小阪銀山等の技術指導に相ついで携わっていたから、勿論高任ではない。『報告』でも、高炉築造が行われていたころの釜石支庁（明治10年1月、官制改革で釜石鋳山分局）の主任は、毛利重輔と伯林之助とで、後者は技術者とはいえ、彼等が高炉築造の当時者と看做すことはできない。実は官営釜石鋳山における製造諸設備は、すべてイギリスから輸入し、その計画と築造ならびに操業の指導とをイギリスの技師に仰いでいたのである。溶鋳炉二基は「英国ノ学士ホルブス氏ノ計画ニ成ル」といわれるが、どのような人物か、また来日の時期も不明である。二基の「溶鋳炉」は何れも鈴子分局内にあって、イギリス式鉄皮式高炉（容積は各々三千五百立方尺）であった。

「其高サ凡ソ六十呎、上部ノ径四呎八吋、最広部ノ径十一呎、底部ノ径四呎六吋ニシテ、四箇ノ送風管ヲ備へ、其上部ニハ鉄製円錐形ノ蓋ヲナシ、礦炉ヨリ出ル所ノ瓦斯ハ直チニ之ヲ外部ニ導カズ、大ナル鉄管ヲ經過シテ三箇ノ暖炉ヲ暖メ、又鉄管ヲ径テ気罐室ニ至リ、送風器ヲ運転スル汽罐ヲ沸騰セシメ、迂回シテ高く煙突ヨリ空中ニ飛散ス」（引用資料、39頁所載の「図10」を参照）と。

前述したように、明治7年11月には、採掘鋳山として大橋鉄山が、ついで翌明治8年6月には「熔鉄用ノ薪炭材ヲ伐採及種樹スルノ地」として岩手県閉伊郡甲子村の小川・田畑その他が定められ、同年10月に釜石村の鈴子が工場建設地に選ばれ高炉が建設されたのである。さらに製鉄作業が円滑に進められるためには、当然これら三地点を結ぶ運輸・交通の実現が計画されねばならない。

大橋鉄山より釜石港に至る運鋳鉄道敷設は、明治7（1874）年10月、当時の鉄道寮備イギリス人建築師 C. Shepherd（明治3年来日、新橋

～横浜間の鉄道建設に当たり、建築師長E. Morelの没後は建築副役として、師長代理をつとめ、複線化や鉄橋の改築に努めた)によって略測と計画とが行われ、翌8年5月鉄道寮備土工師(建築助役)イギリス人G. Perselを釜山寮土木師として、建設工事に当らせたのである。(ただし、Shepherdも明治8年8月の在任中に病没)。このほかにアメリカ人鉄道局備土工師長Holtham, Edward Gも鉄道敷設の技術指導に参加したようである。起業は、明治9(1876)年9月、竣工は「本線釜石ヨリ大橋ニ達スルモノ」は明治13(1880)年9月、また「小川山支線ニ布設シタル支線」は翌14年9月であった。軌間は838mmという特殊な官営釜山鉄道で、当初は鉄鉱石、製鉄用木炭の輸送を行い、15年3月からは、一般旅客・貨物の輸送も行った。しかし、同年12月採鉱・製鉄事業の廃止とともに、営業を停止した。その後この鉄道のレールは機関車(いわゆる“弁慶型”の蒸気機関車)とも、設立計画中の阪堺鉄道会社(現在の南海電気鉄道)に払い下げられた(日本国有鉄道『日本国有鉄道百年 写真史』昭和47年刊、34頁)。

#### ④ 釜石釜山分局の廃止・払下げと田中長兵衛

同じ明治15(1882)年12月に釜石釜山分局を廃山することに決定した明治政府は、翌年より釜山所有物の整理や損失金の計算等残務整理に着手、まず諸官省の要求に応じて所属物件を譲渡することとなった。『報告』によれば、明治16(1883)年3月には、付属風帆船千早号が三池釜山分局へ、4月には鉄道敷地および橋梁が(鉄道は取除いで)公道用として岩手県へ、5月には旧官舎12棟が陸軍函館分遣砲兵隊士官官舎へ、さらに6月にはまだ竣工をみたばかりの所属汽船小菅丸が大蔵省をへて農商務省へと交付されている。

ついで民間へは、明治17(1884)年3月に、大阪の政商藤田伝三郎ほか20名の要請が容れられて、運鉱路に布設されていたレールおよび機関車その他の付属品が大阪・堺間の鉄道設置用として売却された。また同じく政商浅野総一郎もこの釜山分局払下げに着目し、旧鍊鉄工場の鉄板や旋盤を自分の深川セメント工場へと払下げをうけている。つまり釜石釜山の場合、明治政府の「工場払下概則」の線に沿った払下げでありながら、本質的には製鉄事業の失敗に依る政府の経営放棄であったから、事業の採算への見通しがなんら約束されていない以上、民間実業家の中から進んで製鉄設備を購入したり、ましてや釜山経営を引継いでいこうなどという人物は容易に現れてはこないのも当然であった。結局当時の大蔵郷松方正義の慫慂もあって、当時糧食関係の陸海軍御用達であった田中長兵衛(事実上は二代目)に引継がれたのである(引用書、82～83頁所載の写真参照)。

田中長兵衛は、旧官営工場内の地所・残存鉄鉱石や木炭等の払下げもしくは借用をうけ、自店の横須賀支店長であり、女婿でもあった横山久太郎を管理者として赴任させ、現地での職工募集や工場整備にあたらせ、また一子安太郎(後の二代長兵衛)を東京・築地海軍造兵廠の鉄冶金技術者大河平才蔵や向井哲吉(のちの八幡製鉄所技監)のもとにやって、製鉄の理論と実際とを習得させ、さらに釜石製鉄所についても種々画策させるなど、素人とはいえ着々と準備を進めたという。幸いに現場の技術担当者としては、旧工部省時代の熟練者なかから、高炉作業の主任として高橋亦助を、ついで機設設備係の主任として村井源兵衛を雇い入れることが出来たのである。「技術者」といえば、この両人のみで、ほかは殆どが素人たちばかりであった。旧官営時代の25トンの「大型高炉」ではもとより手に負えないので、新たに煉瓦づくり

の「小高炉（大島式および日本式）」を築き、銑鉄試験を行うことにした。送風には水車を利用して吹子をもって冷風を送り、燃料には木炭を使用したのである。失敗につぐ失敗を重ねた挙句、ようやく円滑に出銑を見ることが出来たのは明治19（1886）年10月であった。

かくて明治20（1887）年2月、田中はさらに旧官営鉾山敷地及び設備等残存のもの一切の払下げを出願して許可を得、同年7月釜石鉾山田中製鉄所を創立したのである。さらに釜石村鈴子ほかに、甲子村大橋にも高炉2基をたて、ついで栗林村橋野・上郷村佐比内にも増設するというように、事業規模をつぎつぎに拡張していった。この拡張の方式は、第一に「薪炭ノ便利ヲ得」る必要から、「漸次弁利ノ地ヲ撰」んで溶鉾炉を増築するというやり方であったが、当然炉の要領はいずれも日産5トンないし6トン半といった小型のもので、送風動力には水車を使う段階のものであった（引用書、86頁、図18の溶鉾炉の写真、参照）。この方式をとったのは、一つは燃料木炭調達に自然条件に制約されていたからであるが、他方また（少なくとも明治23年代まで）釜石銑鉄に対する確固たる需要がまだ欠けていたからであった。

##### ⑤ 釜石鉾山田中製鉄所の経営と大阪砲兵工廠

田中製鉄所によって、再び釜石鉾山の製鉄業が勃興する気運を迎えたとはいえ、岩手県の鉾山製鉄は、在来の鳥取一県のみ砂鉄（鑪・たたら＝和鉄）製錬高の半分ではなかった。砂鉄銑に対する岩鉄銑の比は8対2ではなかったのである。釜石銑鉄は確固たる需要に結びつかねばならない。この課題に対して見事に解決を与えたのは、他でもない明治中期までの製鋼分野での代表とも云うべき「大阪砲兵工廠」であった。周知のように、この大阪砲兵工廠は、明治3（1870）年従来、旧幕府の長崎製鉄所の

機械と職工を大阪城内に移設したのが起源で、当初は大阪造兵司といわれ、明治12（1879）年に大阪砲兵工廠となった。この大阪砲兵工廠では、明治21（1888）年から田中製鉄所の銑鉄の「鋼」への精錬作業と「軍器製造」とを試みていたが、同23（1890）年、釜石銑で試製した「弾丸」と「イタリア・グレゴリー銑」による「弾丸」との比較試験を行ったところ、「日本銑（釜石銑）」が「外国銑（グレゴリー銑）」に比して決して劣らぬものであることが立証されたのである。その「比較試験報告」では、つぎのように記されている。

「当工廠ニ於テ従来海岸砲ノ各種弾丸製造ノ為メニハ伊太利国産グレゴリー鑄鉄ヲ用ヒ來リシト雖、凡ソ弾丸製造ノ原料ヲ外国ニ仰グハ策ノ得タルモノニ非ザルヲ以テ、内国産ノ原料ヲ以テ之レニ代用センヲ希図スルコト茲ニ二年アリ。然ルニ本邦陸中釜石ニ産スル鑄鉄ハ其質不良ナラズ且ツ其資源モ饒カナルヲ知り、此鑄鉄ノ性質ヲ研究セシニ、一種ノ方法ニ依リ之レヲ精錬スルトキハ、グレゴリー鑄鉄ニ彷彿タル原料ヲ得ベキヲ発見セリ。因テ此精錬鑄鉄ヲ以テ各種ノ弾丸ヲ製スルニ、其理学的性質ト云ヒ、器械的試験ノ結果ト云ヒ、豪モグレゴリー鑄鉄ニ異ラザルノミナラズ、或ハ此外国品ニ稍々優ルノ証跡ヲ得タリ」と。

このように、大阪砲兵工廠が釜石銑の精錬やそれによる軍器製造に払った苦心は並々ならぬものであって、この釜石銑によって軍工廠は「本邦兵器ノ製造上ニ新面目ヲ開ク」ことが可能となり、一方釜石鉾山田中製鉄所は、大阪砲兵工廠にはじめて自己の銑鉄の強力な需要先を見出し、新たな発展の基礎を築くことができたのである。同工廠では、従来群馬県の中小坂鉄山や広島鉄山等、かつての釜石分局の銑鉄にもとづいて火砲・弾丸を試製して成功せず、鋼砲製作を一時断念して銅砲製造法の研究に移り、

三転して漸く釜石銑に活路を得た過程が示されているといえよう。

加えて、大阪砲兵工廠からの大量発注と時をほぼ同じくして、釜石鉾山田中製鉄所へは、国内の近代的都市の形成に伴う「水道用鉄管」の需要が増大し始め、加えて紡績業や鉄道業などの展開につれ、その需要も増大を示し始めてゆくのである。こうなると、あの5~6トン炉数基による寡少の生産では、到底鉄鋼需要に応ずることができない。砂鉄でなく鉄鉾石を原料とし、燃料には木炭でなくコークスを用い、送風には水車動力ではなく、汽力や電力によって熱風を用い、そして最も科学的に高炉を操業しゆくことが必要であった。かくて旧工部省釜石鉾山時代の25トン高炉2基を復活させて、銑鉄の多量生産が初めて可能となり、この過程を通じて近代製銑技術の基礎が確立し、日清戦争期の鉄鋼需要の増大にも促されて、田中製鉄所の飛躍的發展がもたらされてゆくのである。

ところで、かかる良質銑鉄の多量生産という新しい課題に田中製鉄所が対応できたのは、田中長兵衛父子たちの経営努力が与って大きかったことはいうまでもないが、それとともに、野呂景義・香村小録の技術指導があつてはじめて実現されたことも強調されなくてはならない。後に明治37(1904)年に官営八幡製鉄所の160トン高炉が惨めな失敗を引き起した際にも、野呂景義は技師たちを指揮して、八幡製鉄所の高炉作業を輝かしい成功へと導いた人物であるが、彼は明治25(1892)年に農商務省臨時製鉄事業調査委員会に委員として、釜石鉾山及び田中製鉄所の調査を行い、その際、一つの結論として官営時代の旧高炉を再操業すべきことを田中長兵衛にすすめ、併せて技術上の注意と指導とを与えていたのである。そこで田中は翌明治26年に、工学博士野呂景義を田中製鉄所の顧問に迎え、同時に野呂の工科大学における教え

子香村小録(当時、農商務技師試補)を現場の技師(長)に招き「大高炉」の復活に立向うこととしたのである。野呂自身の「記録」から様子を伺ってみよう。

「当時釜石に於ては尚少量の木炭銑のみを製造し、其方法たるや亦甚だ幼稚たるの評を免れず。余が明治二十五年該山を視察したる時の記録を見るに、高炉は鈴子工場に三個、大橋工場に二個あり。各其形状異なり、大なるものは高さ四十尺余、内部の最大径六尺なり。各炉に付属する熱風炉二個あり、交代して常に其一を使用す。送風機は高さ三尺、幅二尺八寸、長さ四尺位の木製櫃輪にして、各炉に一組即ち二個の輪ありて水車を以て之を運転せしむ。但其内二個の発動力に気罐を用ふ。送風機は七十糎位なる低度の圧力を有し、先ず熱風炉に入り摂氏三百度内外に熱せられて、水を以て冷却されたる径二寸八分の羽口二個を通過して炉内に入る。熱風炉は長さ四尺、径七寸の円形の鑄鉄管二十五乃至二十七本を横臥して架設したる高さ六尺、幅八尺、長さ十七尺の煉瓦造の一室にして、燃料には高炉瓦斯を利用せり。鉾石は鉾質と之を用ひて製造する所の銑の品位とに随ひて、一度乃至三度之を焙焼す。之に用ふる焼鉾炉は高さ八尺乃至十二尺、内径四尺余なる小炉にして、鈴子工場に三個、大橋工場に八個あり。燃料に木炭の粉末を利用し、鉾石一噸を一度焙焼するに二十五貫目を要する。鑄製に要する石灰石の量は鉾石100に対し10乃至15にして、木炭は銑100に対し平均約200とす。而して鉾石の歩合は平均六割とす。出銑高は毎二十四時間に高炉一座に付平均五噸位なるも、送風機に使用する水量の多寡、炉内の状況等により大差あり。当時東京における釜石銑一噸の売価左の如し。

特別一号 26円50銭

一 号 24円50銭

二 号 22円50銭

三 号 19円50銭

白 銑 23円50銭

銑価の低廉なる右の如き所以は、主に工賃並に木炭代価の廉なるに由るべし。当時釜石鉄山が使役する坑夫職工等を合し凡そ一千二百人にして、其賃金は大略平均一人一日二十銭乃至二十五銭位に止まり、亦木炭の代価は工場著（着カ）十貫目十五銭内外なり。

当時余が最も不利益なりと感じたるは、木製送風機と横臥鉄管熱風炉との二者なり。木製送風機は漏風多きのみならず時時修繕を要し、随て停風頻繁に亘り炉内の調子を損し、又横臥鉄管は高熱に耐へず。然るに釜石の鉍石は製煉上比較的高熱度を要するを以て其破損甚しく、五、六十日にて取換を要せり。此二欠点は漸次改良せられ、送風機は鉄製と成り、熱風炉は直立鉄管に改造せしを以て、大に破損の程度を減ぜしのみならず、高熱に耐ゆるを以て操業上大なる進歩を見るに至り、殊に木炭の消費高に著しき差を生ぜり。即ち銑一〇〇に付一六三乃至二三一の木炭を要したるものが、一二六乃至一七二となり、即ち二割二分乃至二割六分を減少せり（然れども、元來鉄管熱風炉は建設費低廉にて、低熱度には利益なるも、釜石の如く高熱を要する場合には、然らざるが故に、今日にては全部煉瓦熱風炉に改築せられたり）。

事業の前途愈々好望なるを以て明治27年（實際は26年と考えられる）に至り旧工部省が廃棄したる高炉を再興する事となり、此時余は其計画の委嘱を受け失敗の跡を調査するに、前述製鉄事業調査会の報告の外、左の欠点あるを発見せり。

（一）一基の煙突を以て熱風炉と汽罐に共用したるを以て、高炉瓦斯は比較的抵抗少き汽罐の方へ余計引かるゝを以て、熱風炉に冷却を來す恐あり。故に汽罐専用として別に低き鉄板の煙突を建築せり。爾來釜石に

於ては熱風炉と汽罐には各別に煙突を設くる事とせり。熱風炉のみなりとも総て一個の煙突を以て数個の炉に供用するは操業上不自由のみならず、實際上不経済なり。

（二）高炉内部の形状に不満足の点あるを以て次図の如く改築せり（図省略。以下略）

高炉再興着手は明治27年、同年11月吹立とあるが、同じく野呂景義の書いた事業調査会関係の記録では、「はじめは木炭吹とし、翌二十七年八月に至って北海道夕張炭によるコークスのみを用いて製銑作業を行った」となっている。

とにかくわが国における本格的なコークス高炉製銑の出発だったのである。当初の田中製鉄所銑鉄生産高は約8千トンであったが、翌年にはコークス銑の大量製出によって一躍1万3千トンとなり、同年の銑鉄全国生産高約2万トンに対し、はやくも65%という過半を占めるまでになったのである。

その後、釜石鉍山田中製鉄所では、同33（1900）年に銑鉄再精錬用の5トン炉をつくって「チルド砲弾用原料銑」を大阪砲兵工廠へ供給し、同年鈴子の5トン高炉では、わが国最初の合金銑を製出し、さらに翌34年6月には旧大型高炉の残りの一基の作業を開始した。36（1903）年からは、ガス・水道用鉄管の鑄造作業のほか、小型平炉を新設して製鋼作業を、また旧工部省時代の圧延機を再生して鋼材製造作業をも始める等、拡張を重ねて次第に民間製鉄業の独自の道を切り開いていったのである。明治34（1901）年に、官営八幡製鉄所の製鉄鋼作業が開始されたが、同年2月の八幡の「溶鉍炉火入れ」に当っては、「職工の熟練者を釜石より借りたき旨の依頼」があり、「田中製鉄所の最も優秀なる山崎勘介・笹山兵二郎等七名」が選抜されて八幡に赴き、同所の操業を助けており、また八幡製鉄所の製銑・製鋼用原料として多くの鉄鉍および釜石銑が八幡に送られたこ

とも特筆に価しよう（引用書94頁以下）。

### 3) 初期議会における官営八幡製鉄所 設立をめぐる議論と経緯

#### ① 明治20年代の近代産業の展開と鉄鋼業

明治20年代に入ると、大阪紡績を先頭にして近代的な綿糸紡績業が展開し、さらに鉄道業や金融業もこれに続いて急速に展開した。明治初年以來の明治政府による「万国対峙・富国強兵・殖産興業政策」の唱導のなかで、わが国鉄鋼業の脆弱性・後進性に対して、第二回帝国議会（明治24年）に「官営（海軍省所官）製鋼所設立案」が提出されたことに留意しておきたい。

「兵備上ノ危険、経済上ノ損害」を慮って「一大官営製鋼所の建設案」が提出されたのである。明治政府が同「設立案」を提出するに至るまでには、官民の間に「製鉄所の建設ないし鉄鋼産業」をめぐり、さまざまな事態が生れている。

巷間に伝えらるところでは、日本製鉄会社（資本金百万円、製鉄を主眼としたものの、実際は木造船の建造、電話用銅線の製造が主であったが、明治24年11月に解散）が設立された明治21（1888）年ごろから、翌々23年にかけては、明治政府は、やがて開かるべき帝国議会対策に大童であって、「軍備拡張・条約改正・殖産興業」等の重要課題を果たすためには、いかに議会の「予算審議権」調整・処理するか苦心を重ねていたのである。したがって、政府にとっては、製鉄業の如き巨額な資金を必要とする立案に取り組むことは不可能であった。だから、明治21年に創立された「日本製鉄会社」が明治23年「恐慌」で崩壊すると、国民の間から「わが国においては近代製鉄工場は成立しうるや否や」という与論が轟然と巻き上がるのも当然であった。たとえば、

イ)「鉄ハ我国ニ於テ製造スルヨリモ寧ロ外国ヨリ輸入ルニ如カズ」という安易な海外依存説。

ロ)「我日本人民開花ノ点度恐クハ未ダ同明銅鉄ノ境域ニ進入セリト云フ可カラズ。

サレバ今日俄カニ大鋳炉ヲ築造シ銑鉄ノ業ヲ営マント欲スルハ、無乃大早計ノ所為ニ庶幾カラシカ」として「極メテ少量ニシテ崇高ナラザル銅鉄最上ノ品種少許リヲ製造シ、以テ現ニ使用セル所ノ刃物等ヲ改良シ或ハ海陸軍所用ノ製鉄材料等ニ使用セバ、多少外国ノ輸入ヲ防遏シ其公益タル必ズ多カラン」とする漸進主義的な小規模製鉄所論。

ハ)「製鉄所ハ宜シク国民共同ノ所有トシ〇〇省ノ監理ニ附シ陸海軍用軍器ノ原材ヲ製造スルヲ主業トスベシ」とする国防の充実を第一義とする積極的な官営製鉄所建設論。

当時の「製鉄業の振興」に対する考え方の代表的なものをあげると以上の三説なのであるが、野呂景義・牧野毅・有島武・添田寿一・小花冬吉らは、いずれも官営製鉄所の建設を積極的に提唱した先覚者だったのである。さきの日本製鉄会社などの失敗を通じて、最早民間事業として製鉄所をおこすことが困難であることを痛感した政府は、彼等の意見を容れて、官営による製鉄所の設立計画立案を決意したのである。

政府部内の中心は大蔵大臣松方正義であって、一方彼を動かしたのは、野呂・有島らで、彼等は、松方の後援を得て明治24（1891）年、第一帝国議会閉会の直後より、官営による一大製鉄所建設運動を開始したのである。同年11月の第二帝国議会における海軍省所官製鋼所設立案上程は、その最初の結実であった。

当初松方首相（兼大蔵大臣）は、諸製鉄所設立案を検討した結果、野呂景義の原案にもとづ



いて製鉄所設立予算書を作成し、大蔵省管理によるものとして議会上に上程するのであった。しかし閣議では、所管は海軍省に置くことが決議された（主たる理由は、内地鉄鋼材料の大半が海軍省であった）ため、海軍省内に予算調査会を設置して、さらに具体的な計画案をたてることとなった。その「製鉄所設立案取調委員の構成は、海軍少将相浦記道を委員長に、海軍主計総監本宿宅明・同大技監原田宗助・同志道貫一・同前田亨・同少技監原二郎・同大尉山内万寿治（のちに、呉海軍工廠を設立して15センチ砲製造などの兵器国産化を推進した）ら海軍軍人を主体とし、陸軍少将牧野毅及び野呂景義がこれに加わったのである。陸軍側から、特に牧野毅が加わったのは、軍需用資材供給の面で海軍・陸軍との相互協定が必要だったからである。野呂がただ一人文官（東京帝国大学工科大学教授）として加わったのは、彼が当時の鉄冶金学界で第一人者であったばかりだけでなく、海軍側が彼の「製鉄所建設案」を積極的に取り入れようとしたからである。野呂案は、製鋼業を先に確立し、漸次製鉄に及ぶことを目的とし、そのための原料鉄は外国より購入して「平炉鋼・鍊鉄・坩堝鋼」を製造することにあつた。海軍省はこの「野呂案」を若干修正し、同明治24（1891）年11月に開会予定の第二帝国議会に対し、「海軍省所管製鋼所設立費予算案」を提出する準備を整えたのである。

つまり政府は、当時の政策上、議会上に先立って製鋼所設立計画を発表して議論を振起することを図るべく、同年7月末に右の「製鋼所設立予算案」を「軍艦製造・砲台建築」等の予算とともに公表したのである。だから、第二帝国議会開会を目前に控えて俄然製鉄所建設の賛否をめぐる論議が盛になってきたのである。当時は、内地製の鉄鋼材の生産高は、全国合計でも2万トンに達しなかった時代であったから、一ヶ所

において、3万トンを製造するという大規模製鋼所建設案の公表は、当時としては、国民の注目を一気に集めることになった。

他方、政界にあつては「政費節減・民力休養を唱導する」在野党が政府予算案の大削減を試みることによって「藩閥政府」に対抗しようとし、活発な運動を展開していたのである。当時の藩閥政府は、頭から議会と政党とを敵視する傾向が支配的であったから、この第二回帝国議会開会の劈頭、松方総理大臣兼大蔵大臣は衆議院において、その施政方針を述べ、「海軍省製鋼所案」にふれて、つぎのように演説した。

「我国も亦一国の名誉を保ち、各国と競争裡に馳駆致す以上は、今日国力の許す限りは国防と国家経済とを目的となし、其事業の内最も急なるものを選び、決行しなければならませぬ。決して一日も緩慢に付し置くことは出来ませぬ。国防の必要に就きましては、先ず陸軍では兵器弾薬の改良、砲台の建築、海軍では船艦の製造が最も急要であります。

然るに兵器船艦の製造には、最も必要の材料たる鋼鉄は皆海外より輸入を仰がねばならぬ。其れがため年々巨万の金を海外に擲つのみならず、一旦事あるときは、此必要欠くべからざる材料を輸入するの途忽ち絶ゆるの次第にて、実に兵備上の危険、経済上の損害共に甚だしき訳ゆえ、政府は此危険と損害とを避くる為め、新に一の製鋼所を創立するの議を決して、其の経費を二十五年度の予算に組込んで置きました。……」

しかし衆議院予算委員会は査定の方針を定めて、第一 官吏の俸給を減額すること、第二 新事業は基礎極めて確實なるものの外着手せざることを、等を開示し、前半においては、「政府に縷々予算査定案に不同意を唱へたるに拘らず、遂に六百有余万の削減に同意された」という事例を強調して、「製鋼所設立費（二十五年度歳出に係わるものは十四万百九十六円）」を軍艦

製造費とともに悉く削除してしまったのである。

これに対し、松方首相は、予算案の第一読会において、「実に廿五年度の予算は節約すべきものは節約し、減少すべき者は減少し、及ぶ可きだけ切詰めたものにして殊に憲法第六十七条の歳出に就ては、此の以上の廃除削減に同意する余地豪も之れあることなし。故に政府は議事の始に於ても、又議事の終りに於ても、此の歳出に関しては、断じて予算委員の報告に同意する能はず。政府は終始を一貫して徹頭徹尾不同意を明言して憚らず」と猛然反対を唱えたが、民党の勢力は依然とて強く、たまたま同月 22 日衆議院の予算本会議において、樺山資紀海相がふたたびさきの予算委員会でのべたような製鋼所案の説明をし、さらに衆議院側の軍艦製造費・製鋼所設立費の削除方針に反論（いわゆる「蛮勇演説」）したことが、政府敗北の直接原因となってしまったのである。

「海軍の事は其の道の心得のあるものでなければ御分かりにならぬ。……今日の新事業二件を削除せられたといふが如きは、……本大臣に於て遺憾千万である。此の何回の役を経て来た海軍であって、今此の国権を汚し、海軍の名誉を損じたことがあるか。斯くの如く、今日海軍のみならず即ち現政府である現政府は斯くの如く（原文ノママ）、内外国家の多難を切抜けて今日迄来た政府である。薩長政府とか何とかいっても、今日国家の安寧を保ち、四千万生霊の安全を保ったといふことは誰の功である……」。

この演説は、たちまち大波乱の動機となり、自由・改進黨の憤激を買い、杉田定一・中村弥六・島田三郎らの反対演説を浴び、翌二十三日の予算案採決の結果、大多数をもって、軍艦製造費・製鋼所設立費等は否決されてしまい、政府も「国事を以て是の如き議会の賛劃に託するの国家の昌運と臣民の福利と相容れざること

を信ず」という上奏文を提出し、議会を解散してしまつたのである。

かくて、第二帝国議院解散ののち、まれにみる選挙干渉・弾圧（各地で騒擾がおこり、死者 25 人、負傷者 388 人）のなかで、第 2 回臨時総選挙（明治 25 年 2 月 15 日）がおこなわれたが、内相品川弥二郎はその選挙干渉で引責辞任に追い込まれている。この結果、第一次松方正義内閣が誕生した。5 月 2 日から第三帝国議院が開かれ、波瀾を予想のうえで、政府は 26 日にふたたび「製鋼所設立費 225 万円案」を議院に提出した。しかし、同案は予算委員会で全く削除され、28 日の本会議も、予算委員会の査定に同意し、海軍省予算「製鋼所設立費 225 万円案」は再び否決されてしまったのである。その表向きの理由は、「製鉄原料調査」の不備にあった。だから、製鋼所の建設そのものには賛成であった一部議員からは、期せずして同議院に対して「製鋼原料並びに製鋼試験に関する建議案」が提出されたのである。貴族院における明治 25（1892）年 6 月 8 日「読会」の上可決された。その議案はつぎのとおりである。

「製鋼所設立は我国の軍備及經濟上最も必要なことは本院の認むる所なり。然れども製鋼に使用する原料の調査及び試験並びに製鋼所設立の組織に関する政府の調査未だ充分ならず。故に本院は政府に於て製鉄事業調査委員会を設け是等の調査を施行せんことを希望す。因つて茲に之を建議す。」

この建議にもとづいて、第三議院閉会直後の 6 月 17 日、農商務大臣河野敏謙は製鉄事業調査委員会に関して、つぎのような「閣議稟請」をおこなつたのである。

### 製鋼事業調査委員会ノ件

製鋼所設置案ノ議ハ第二回及第三回帝国議院ニ向テ海軍省所管トシテ提出相成候、両回共否

決ニ相成候得共其否決ノ趣旨タル原料ノ調査及其ノ製鋼ノ試験等未ダ確實ナラズト云フニアリテ、製鋼所ノ必要ナルコトハ帝国議會モ亦認ムル所ニ有之、既ニ第三回議會に於テ、貴族院ヨリ製鋼事業調査委員ヲ設ケ原料及製鋼所組織ニ係ル調査ヲナサンコトヲ建議セリ、右ノ調査ハ本大臣ニ於テモ必要ト認候条、内閣ニ於テ右調査委員会ヲ命ゼラレ、其調査ノ事務ハ本大臣ノ管理トナシ、右委員ヲシテ（一）鉄鉍存在量ノ調査、（二）其鉄鉍ヨリ銑鉄及鋼鉄ヲ製造スル試験、並ニ（三）製鋼所組織ニ係ル調査ヲ為サシメ、其調査ノ結果ニヨリ更ニ第四帝国議會に向ッテ製鋼所設置ノ議案ヲ提出相成可然。別紙調査委員人名相添閣議請フ。

（別紙）

製鋼事業調査委員

陸軍少将	牧野毅
大蔵省国際局長	有島武
農商務省鉍山局長	和田維四郎
海軍大技監	原田大助
工科大学教授工学博士	野呂景義
海軍大技士 子爵	内藤政共
工学博士	長谷川芳之助

農商務大臣の請議によって、上記7名は、明治25（1892）年6月28日付をもって「製鋼事業調査委員」に任命され、ただちに、①製鉄原料の調査、②銑鉄および製鋼の試験、③製鉄所の組織に関する調査などの三分野にわたる議題の設置に際して、はじめ海軍省は陸・海軍、農商務三省および鉄道庁から適当な者を選んで委員を構成し、内閣に直属させて調査を行う意見をもっていたが、たまたま農商務大臣より閣議要請があったので、調査事務を農商務大臣の管理に委ねたのである。そして7月1日付で提出された「上申書及び決議書」となると、その目的が大いに変化し「軍用ノミナラズ、汎ク国家

ノ需要ニ応ズル製鉄所ヲ設置スルコト」を決定し、さらに「海軍ノ軍務ノミヲ主管トスルヨリハ、寧ロ汎ク全国ノ産業ヲ管理スル所ノ農商務省ノ所管トスルヲ以テ適當ナリ」とし、内地鉄鉍石を原料とする製鉄工場の設置や官営広島鉄山の併合をも提案している点に注目しておきたい。

ここでいう「製鋼原料ノ調査」とは、岩手県下仙人鉄山、新潟県下赤谷鉄山、長崎県下多比良鉄山、中国ノ砂鉄、北海道ノ砂鉄、南海各地ノ硫化鉄鉍など、さらに「製鉄所ノ目的」については「審議ノ末、単ニ軍用ノミナラズ汎ク国家ノ需要ニ応ズル製鉄所ヲ設置スル」こととし、「海陸軍ノ需要ニ応ズルヲ目的トシ、其ノ一ケ年ノ製出高僅ニ八千噸ニ過ギズ。然ルニ我国ニ於ケル鉄ノ需要ハ年ヲ逐テ増加シ、毎年十余万噸ノ供給ヲ外国ニ仰ギ、内地ノ産出ハ僅ニ二万噸ニ過ギズ。今ヤ鉄道敷設法ノ実施ニ依テ全国ノ鉄道ヲ拡張スルニ於テハ、其ノ敷設及将来維持ノ為要スル所ノ鉄量亦尠ナカラズ。此ノ如ク其ノ需要ノ大ニシテ年々増加スル鉄ヲシテ、悉ク外国ノ輸入ニ仰グハ国家經濟上甚ダ不利ナリ。故ニ我国ニ設置スベキ製鉄所ハ独リ軍用ノミナラズ汎ク国家ノ需要ニ応ズルヲ以テ目的トシ、少クモ一ケ年五万噸ノ鉄類ヲ製出シ、尚漸次其ノ製出額ヲ増加スルヲ以テ必要ナリト確信スルニアリ」と。

さらに、「製鉄所設立ノ方法」として、「官設トスル」のは、審議の結果、「今回設置スベキ製鉄所ハ更ニ大ナランコトヲ欲ス。今此ノ大事業ヲ民設ニ俟タンカ、巨額ノ資本ヲ要シ其ノ収益ハ永遠二期セザルベカラズ。故ニ若シ之ヲ民用トセバ、政府ヨリ充分ノ補助ヲ与フルモ株式組織ノ会社ニ委任スルコト能ハザルハ、従来ノ株式会社ノ成績ニ依テ多言ヲ要セズシテ明ナリトス。又一個人ニ於テ此ノ大事業ヲ起スルガ

如キ大資本家ニシテ且適当ナル人物ヲ得ルコトハ、我国甚ダ其ノ人ニ乏シク到底行フベカラザルモノナリトス。之ヲ官設トスルトキハ民設ニ於ケルガ如ク収益ヲ以テ目的トセズ、軍事上ノ必要ト国家經濟上ニ利益アルヲ以テ、国家事業トシテ之ヲ官設スルヲ適当ナリト認メタルナリ。其ノ官設製鉄所ノ所管ニ至テハ、何レノ官庁ニ於テ之ヲ管理スルモ固ヨリ其ノ目的ヲ変更セザル以上ハ妨ゲナシト雖モ、汎ク国家ノ需要ニ応ズルヲ以テ目的トスルトキハ、海軍ノ軍務ノミヲ主管スル海軍省ノ所管トスルヨリハ、寧ろ汎ク全国ノ産業ヲ管理スル所ノ農商務省ノ所轄トスルヲ以テ適当ナリト認ムルナリ」と。

さらに「製鉄所設立ノ位置」については、「之ヲ審按スルニ、製鉄所ヲ設立スベキ地ハ海陸運ノ便アリテ原料ヲ廉価ニ得ベキ地ニシテ、工場ニ要スル水料ヲ供給シ且防禦線内ニアリテ有事ノ時ト雖ドモ安全ナル位置ヲ占メザルベカラズ。今斯ノ如キ地ヲ求ムルニ、大阪、神戸、若クハ下関海峡内ニアラン歟。然レドモ其ノ何レノ地最モ此設立ニ適当ナルヤハ实地調査ノ上ニアラザレバ確定シ難シ。故ニ委員中ニ於テ实地ノ調査ヲ遂ゲタル上確定スルコトニ決シタリ」と。さらに「諸経費ノ予算」であるが、「且製鉄所中更ニ製鉄工場ヲ設置シ、又広島鉄山ヲ付属セシムルモノト仮定セバ、製鉄所設立ノ経費ハ大凡三百万円ヲ要ス」という。

河野農相は、この議決書の主旨を至当のと認め、閣議を請い、明治 25 (1892) 年 8 月 2 日付ヲもって内閣の裁可をえた。なお、これよりさき横須賀海軍造船部における製鉄原料使用試験担当の必要から、「委員 海軍少技監 宮原二郎 (宮原水管式気罐の発明者)」が追加・任命されたので、結局調査委員は計八名となり、ほかに農商務省鉱山局および地質調査所の技師数名も加わって、さきの方針どおり製鉄原料その他の事項について鋭意調査あるいは試験が進

められた。委員外で調査に参加した技師たちの分担は、鉄鉱調査は大塚専一・西山省吾・香村小録の三名、耐火煉瓦試験に高山甚太郎・香村小録の兩名。コークスの試験に高山甚太郎。別子銅山の貧鉄利用試験に今泉嘉一郎。以上のほか製鉄・製鋼および砂鉄利用の試験、ならびに製鉄所計画およびその予算調査等にかんしては、委員の野呂景義が前記技師たちを指導しつつその任にあたったのである。

そして明治 25 年 9 月 30 日、後藤農商務大臣に対して次のような調査結果を報告したのである。

### 製鉄事業調査委員復命書

製鉄事業調査ノ方針ニ関シ委員等本年七月一日付ヲ以テ、茲ニ其方針ニ基キ調査タル結果ヲ開陳セン

- 一、製鉄原料ノ調査ハ (別紙第一号) 好結果ヲ得、釜石仙人赤谷及北海道砂鉄ノ四ヶ所ニ於テ存在スル鉱量千五百六十五余噸、之ヨリ得ル所ノ鉄鉄少クモ七百三十六万余噸アリ、此他未ダ測定セザルモ鉄鉄ノ多量ニ産出スル所少カラズ、我国製鉄ノ供給ニ不足ヲ告グルコトナキハ断ジテ疑ナシ。況ンヤ製鉄業起レバ随ッテ益々其原料ヲ発見スベキニ於テオヤ。
- 二、製鉄及製鋼試験ノ成績ハ (別紙第二号) 最モ好結果ヲ得、外国輸入品ト比較シ更ニ優劣ナシ。製鉄業ノ基礎トナルベキ原料ノ調査及試験ノ成績此好結果アリ。製鉄所ヲ興スモ更ニ顧慮スル所ナシ。
- 三、製鉄所設立ニ要スル諸経費ノ予算ハ (別紙第三号) 其二十五年度ニ於テ議会ニ提出シタル予算ト相違アルハ、設立ノ目的ヲ改メ軍用ニ止マラズ汎ク国家ノ需要ニ供スルモノトシ其規模ヲ大ニシタルト、製鉄業ヲ加ヘ又広島鉄山ヲ付属セシメタルトニ依ル

モノナリ。而シテ其損益ニ至リテハ応分利益アルハ疑ヲ容レズ。

製鉄所設立ノ位置ハ大阪、神戸、若クハ門司海峡ノ内ニ於テ選択スルヲ以テ適当ト認ム。然レドモ其設立ヲ議定セラレタル後ニ非ザレバ確定シ難キ事項アルヲ以テ、其位置ハ当局者ニ委任スベキモノト思考ス。又製鉄所職員ノ組織ハ別紙第四号ノ如ク定メラレ適当ナルベシ。

右及報告候也。

明治二十五年九月三十日

工學博士長	長谷川 芳之助
海軍大技士 子爵	内 藤 政 吉
工科大学教授工學博士	野 呂 景 義
海軍少技監	宮 原 二 郎
農商務省鉱山局長	和 田 維四郎
海軍大技監	原 田 宗 助
大蔵省国債局長	有 島 武
陸軍少将	牧 野 毅
製鋼事業調査委員	
農商務大臣伯爵	

後 藤 象 二 郎 殿

追テ製鉄事業ニ関スル詳細ノ報告書ハ  
編纂ノ上進達可仕候也

さて、明治20年代前半といえ、周知のように尾崎紅葉、幸田露伴、坪内逍遙、北村透谷、森鷗外さらに樋口一葉といったような明治文学の花盛りであったが、他方の政治の世界は、改進黨・自由兩党が民党として依然連合運動を繰返すといった情勢にあった。

そのため、慎重に事態が推移してゆくが、製鉄所設立に対しては、かねてより積極的な態度を表明していた貴族院は、政府当局が国防上、経済上不利であるにも拘わらず、「製鉄所設立費」を請求せず、その「調査費」のみを提出したことを、前後の措置を誤りたるものときめつ

け、進んで製鉄所の設立建議案を可決してゆくべきとし、対する衆議院とは対照的な出方を示してゆくのである。否決どころか、それに先立って政府の計画した新しい事業に対してことごとく反対の意思を表明したのである。河野広中の「動議」に代表される「断然たる処決」をせまってゆくのである。政府にたいする「不信」というよりも「政権の掌握を目的」とするための反対だったのである。

たとえば、第四議会で河野広中は次のような言辭をもって、政府攻撃を試みてゆく。「藩閥と情実とは依然としてある。……官海は殆ど私党の養成所となりました。……内務省は如何であります。長州出身の人でなければ、長官となることが出来ないではありませんか。鉄道も亦た左様である。陸軍省も……北海道長官も……。

藩閥情実の弊害を脱却して、ただ経済上政府が議会の信用を得るに足るだけの改革を行へば、我々は此四つのもの（一国の生活、国家の教育、外交、国防）に向かつては、積極的に之に向かつて賛成しようと思います」と。

つまり、民党のこうした反対にもかかわらず、政府は主張をかえようとはしなかったのである。といって、議会もまた譲らず、国民はこの局面の打開されんことを願うという状況にまできていた。そこへ局面を一変させる事態がおこったのである。つまり、民党がついに屈服したのである。明治26年2月10日のことである。

これよりさき第四議会の劈頭、伊藤博文首相は登院途中馬車から落ち怪我をしたため、内相井上馨に臨時首相代理を託し、彼に施政方針の説明を行かせた。回復した伊藤は、議院に登壇し民党と激論を交わしたが、しかし民党の必死の反対にあつて圧倒され、万策尽きた感があつた。藩閥政府の雄たる伊藤博文には、こうしたときに最後の戦法が残されていた。それはほかでもない。「大詔煥発」なるものを仰ぐことだ

った。その「大詔」は、

在廷の臣僚及び帝国議会全各員に告ぐ。……国家国防の事に至っては、苟も一日も緩くするときは、或は百年の悔を遺さむ。朕茲に内廷の費を省き、六年の間毎歳三十万を下付し、又文武の官僚に命じ、特別の情状あるものを除くの外、同年月間其俸給十一分の一を納れ、以て戦艦費の補足に充てしむ。朕は閣臣と議会に倚り、立憲の機関とし、其の各々権域を慎み、和協の道に由り、以て朕が大事を補翼し、有終の美を成さむことを望む。

明治二十六年二月十日

御 名 御 璽

これでは、議会政治はひとたまりもない。群議もお“しまい”である。政府は詔勅中の製艦下付金ならびに官吏納付金につき、予算原案に修正を加えたのである。かくて、大詔煥発以後、一挙にその勢力をくじかれてしまった民党は、多年の査定方針を擲たざるをえ得ず、やむなく政府の同意しうる程度において、予算案を審査し直したのである（この時の尾崎行雄の「政府反対演説」は少なからず注目を引いたが、それもついにその功を奏しなかったから、人々は、これを「討死演説」と呼んだという）。もちろん、予算委員会審査の修正案がなんの異議もなく両院を通過することとなったのである。かくて「建艦予算案」は悠々と成立したのである。「製鉄事業調査費」修正に対しては、のち貴族院から原案復活の要求がしきりにおこったが、いかに深傷を負った衆議院とてそれには応じなかったのである。

しかし、「製鉄所設立建議案」は、衆議院によって否決されたとはいえ、貴族院の建議をみたので、第四議会開会后、政府はさらに製鉄事

業に関する調査を続行することを決定、農商務大臣の下に「臨時製鉄事業調査局」を設置し、さらに協議を重ねて、明治26年4月22日に後藤農商務大臣によって「臨時製鉄事業調査委員規程」が制定・発布されたのである。この規程によれば、諸般の事務は農商務省鉱山局長の掌理のもとに進められることとなり、これまで一応仕上げられた「製鋼所建設案」がここに政治的にも仕上げられることとなった。「臨時製鉄事業調査委員会」の審議調査事項は以下の通りであった。

- 「① 各地ニ産出スル製鉄原料ヲ調査シ其採掘及運搬ノ方法ヲ研究スルコト  
② 各地ニアル鉄鉱ノ銑鉄及可鍛鉄ヲ試製スルコト  
③ 煉瓦石骸炭等製鉄ニ必要ナル物品ノ製造ヲ調査スルコト  
④ 製鉄所設置ニ関スル調査ヲ為スコト  
⑤ 外国ニ於ケル各種鉄類ノ製造法ヲ調査スルコト  
⑥ 製鉄所ニ要スル諸器械ノ便否価格及購買方法ヲ調査スルコト  
⑦ 外国ニ於ケル重ナル製鉄所組織及経済上ノ状況ヲ調査スルコト  
⑧ 製鉄所ニ使用スル職員及職工ノ養成監督等ニ係ル事項ヲ調査スルコト  
⑨ 外国製鉄事業及鉄ノ需要供給ニ関スル状況ヲ調査スルコト」

なお、ここで従来委員の名称が「製鋼事業調査委員」であったのに、この時から「製鉄事業調査委員」と改められたか、その理由を確認しておく必要がある。

はじめ政府の計画では、軍用上の必要から製鋼を最大の目的としたのであった。しかし、第二回帝国議会以来議会の意向は、あるいは軍事的な見地から国防を主とし、あるいは社会的需要による経済を主として、その一方に偏ること

は出来ないことにあった。明治25年に設けられたさきの「製鋼事業調査委員会」は、製鉄所の目的をひとり軍用のみならず、広く国家一般の需用に応ずるものと決議したこと、さらに内閣もまた同委員会の決議を是認し、議会も委員会と同様の意見を持つこと等によって、「製鋼」を「製鉄」に改め、以後製鉄事業及び「製鉄事業調査会」とも一切が、農商務省の管轄に属することとなったのである。

さて、「臨時製鉄事業調査委員」であるが、はじめ委員長に農商務次官齊藤修一郎が任命され、ついでつぎの人々が任命されたのである。

農商務省鉱山局長	高橋伸次
農商務技師・工学博士	野呂景義
農商務技師	大塚専一
農商務技師	山際永吾
陸軍少将	牧野毅
海軍大技監	原田宗助
海軍大技士 子爵	内藤政共
鉄道庁技師工学博士	仙石貢
農商務省技師工学博士	高山甚太郎
従四位 候爵	黒田長成
従三位 子爵	由利公正
従三位 男爵	小澤武雄
正五位 男爵	菊池武臣
従五位	和田維四郎
正六位	島田三郎
	(のち、浅香克孝に交代)
従六位	柏田盛文
工学博士	長谷川芳之助
	小室信夫
	田部長衛門
	波多野伝三郎
	和田彦次郎
	栗原亮一
	小林樟雄

井上角五郎  
千葉胤昌  
加賀美嘉兵衛

以上のように、当初農商務省の計画では、大体大蔵省・陸軍省・海軍省・鉄道庁・工科大学より高等官各1名、および農商務高等官2名をもって製鉄事業調査委員とし、全般の事務を臨時製鉄事業調査局長に掌理させる予定であったが、ひきつづき委員となった野呂・長谷川・和田ら採鉱冶金（学）関係者の数に比して、衆議院議員——その多くが実業家たちに結びつき利害関係の多い議員たち——がおよそ半数を占めていることも留意する必要がある。

この調査委員会では、第1回の会議で「決議5項（目）」を後藤農商務大臣に具申し、以後8回にわたる会議を重ね、本来の技術上・経営上の諸問題の調査を進めたのである。

その調査のうちで、注目すべきものは、第一に釜石鉱山に関するものであって、かつての官営時代の際に失敗した原因を探求し、結論として「第一ニ釜石鉄山及仙人鉄山ニ製鉄原料ノ多量ナル事、第二ニ製鉄事業失敗ノ原因ハ鉄鉱ノ欠乏ニ非ラザル事」などを強調している。それは、官営時代の釜石製鉄に対する批判として、決定的なものであった。さらに、野呂景義の調査を中心にして、起業資金総額三百六十万八千九百九十円からなる「製鉄所起業予算」が作成された。この起業費によって設立された製鉄所は、「兵器用ノ鋼鉄ヲ初メ、レール、鉄板、鉄線等ニ至ルマデ総テ製造スルコト」を目標とし（たとえば、一カ年製造高レール類三万九千六百二十トン、鋼竿類二万五千四百五拾五トン、鋼板一万一千六百六十七トン、鍊鉄竿類五千二百十七トン、鍊鉄板二千四百トン）、そのため「地金」としては年間銑鉄六万トン、ベッセマー鋼塊四万二千トン、マルチン鋼塊四万二千ト

ン、鍊鉄地金九千トンをつくる銑鋼一貫的な計画である。だから、それには高炉三基・コークス炉百基をはじめ、ベッセマー製鋼炉二基・マルチン製鋼炉十基、さらに六種におよぶ圧延機械十組等が含まれていて、その上に殊に兵器用上等鋼を製造するために坩堝鋼炉・水圧鍛鋼機が加えられている。

しかし、同委員会は27年度における経費がないため、26年度末をもって解散した。

なお、この間明治26年12月の第五議会に衆議院議員青山朗（国民協会）より製鉄所設立建議案が提出されたが、これもまた否決され、やがて衆議院は解散となってしまったのである。

翌27（1894）年5月15日、第6回帝国議会が開かれた。貴族院から再び「製鉄所設置建議案」が提出され、可決された。提案者は子爵内藤政共・男爵小澤武雄である。小澤が貴族院で行った演説の大意は次の通り、

「抑々製鉄事業ノ調査ハ既ニ前年ヨリ委員ヲ設ケ、委員ハ孜々トシテ調査ニ務メタルガ為、鉄鉍原料ノ有無及使用材料等モ明瞭トナリ居レバ、最早製鉄所ヲ設立シテモ懸念ハアルマジ。且ツ此ノ事業ハ国家經濟上ニ関スル頗ル大ナルモノアルガ故ニ、政府ノ意向ハ私立会社ヲ設立セシメテ相当ノ補助ヲ與フルニアルコトハ、曾テ前後藤農商務大臣ノ陳述ニ依リテ知ルヲ得タリト雖モ、徒ニ私立会社ノ興起スルヲ俟ツハ事実際限ナキモノナレバ、速ニ製鉄所ヲ設立シテ此ノ国家急施事業ノ進行センコトヲ望ム」。

農商務省としては、後藤象二郎の製鉄所民営方針決定以来、製鉄所を民設とする意向を持っていたから、明治27年度予算の中に製鉄事業費を編入することはしなかった。貴族院から再び建設案が提出されたのはその故だが、榎本農商務相は貴族院に対して、「予ノ就任後製鉄調

査事業ノ未ダ完結ヲ告ゲズシテ殆ンド中絶シタルガ如キヲ見、甚ダ遺憾ニ堪ヘズ。來ル二十八年度ノ予算ニハ其ノ計画費用ヲ編入シ、議會ノ協賛ヲ得ント欲ス」と答えたのである。

期間は4日間をもって閉会されたため、政府より製鉄事業に関する予算案を上程することはなく、また貴衆いずれの議院よりも製鉄所設立に関する建議案は提出されなかった。しかし「製鉄所設立」へ積極的な意思表示がなされたことは見落せない。すなわち、衆議院は全院一致して「征清事件に関する国民の意思を表明せむが為め」の建議案を上程するに際し、その理由説明の一部に、「軍備の拡張は、我帝国の最大の急務に属し、要地に警備を充足し、砲台を築設し、軍艦を増勢し、武器を改良し、“製鋼所”を設け、船渠を建設する等、凡そ国防兵備に関する事項につき、速に施設するの必要を認めればなり」という項目をつけ加えて、軍備拡張のための製鋼所を設けんとする意思を表明したのである。日清戦争が重要な契機となって、従来むしろ製鉄所設置には反対の態度を一貫してとってきた衆議院から、却って積極的に「製鋼所」を設立しようという気運がおこったわけなのである。

このように、日清戦争の最中、軍備の整備・拡張の急務に伴って製鉄所設立への気運は、澎湃として高まってきたのである。「製鉄所民営案」を持っていた榎本武揚農商務大臣は、新たな事態に際会して製鉄事業対策擁立の重要性を思い、遂に明治27（1894）年12月25日、製鉄所を官設とすべき意見を閣議に提出したのである。榎本農商務相が持論を変えるに至った理由は次の通りであった。

「篤ト熟考スルニ製鉄事業ハ其ノ規模極メテ宏大ニシテ巨額ノ資本ヲ要スルニ拘ハス其ノ収益ハ之ヲ永遠二期セザルベカラザルヲ以テ、仮令政府ニ於テ一己人ニ相当ノ保護ヲ與ヘ以テ該事



業ヲ経営セシメントスルモ、奮テ自ラ其ノ任ニ當ラントスルガ如キ大資本家、恐ラク今日我国経済上ノ情况ヨリ推測スルモ其ノ人ヲ得ルコト難カルベク、去トテーノ株式会社ヲ組織シテ之ニ委任セシメンカ、スル国家必要ノ事業ヲ挙ゲテ彼ノ保護金ニ垂涎シ、株式ヲ弄ブ投機者流ノ掌中ニ帰セシムルトキハ、啻ニ其ノ成功ヲ望ムベカラザルノミナラズ却テ弊害百出ノ端ヲ開クノ虞ナキ能ハズ。故ニ此ノ際政府ハ断然該事業ヲ以テ国家事業ト為シテ之ヲ官設シ、其ノ充分發達スルノ日ヲ待テ之ヲ民業ニ移スノ方針ヲ執ランコト、初メヨリ之ヲ民業ニ委スルニ比スレバ万全ノ効果ヲ見ルベキヲ信ズ」。

この榎本農商務相の意見にもとづいて、政府はふたたび製鉄所の官営方針を定め、折から召集された第八回帝国議会上に臨んだのである。

天皇が広島に移った大本営から、開院式の詔勅を賜るといふ異常な情勢のもとで、日清戦争二度目の議会＝第八回帝国議会上が明治27（1894）年2月24日に開かれた。繰返すまでもなく、日清戦争は後進国たる日本資本主義の発展にとって、政治的・経済的にも重要な画期であったことはいうまでもない。さらに注目すべきは、衆議院議員たちの対政府感情の急変であった。たとえば、衆議院予算委員長であった武富時敏（立憲同志会）は「従来衆議院は、政府の予算編成の方針に嫌らず、十分の整理緊縮を加えて、国民の負担を軽減せしむるの余地あると信じ、議会開会毎に、この方針を以て政府と衝突し来れり。然れども今や外征の大事件あり。国家の急務は、復た予算を以て政府と争ふを許さざるものあり。乃ち事の緩急輕重を計り、其の大体に於ては、忍むで政府の提案に協賛を與振ることとせり」と演説し、これに対してかつての民党の閣將尾崎行雄が「政府をして内閣の憂を抱かしめず、専ら力を外事に用いしむるを必要とする今日に於いて、忍むで衝突を避くる

方針に出でたる委員会の査定は、最も機宜を得たる処置なり」という賛成演説までも行ったのである。いまや衆議院の態度は一変し、挙げて政府の施策に協力を示すようになったのである。

しかし、政府は第八議會では、「日清戦役のための新規事業は興さざるの方針」をとり、製鉄事業に関しても、調査上なお不備の事項を明瞭にすることをはかつて、調査費三万三千九百円余を請求したのである。もちろん、この製鉄事業調査費予算案は無修正で予算会議および本会議を通過した。今度は、そのみでは、国家に「忠誠」を誓う面々のもの足りるはずがない。衆議院の栗原亮一ほか6名は、この議會開会の翌日の明治27（1894）年12月25日、つぎのような「製鉄所設置建議案」を提出したのである。「曩ニ数回政府ヨリ本案ヲ提出セシニ當リ本院ノ之ヲ否決シタルハ、原料ノ存否・技師ノ成否ノ付、当局者自ラ其責ニ任ズルコト能ハズト明言シタルニ依ル。而シテ今や政府ニ於テ右数項ノ調査已ニ結了シ、内外ノ形勢モ愈々其ノ急ヲ告グルモノアルガ故ニ、政府ハ宜シク速カニ適當ノ方法ヲ案ジ、設計ヲ立テ、以テ帝国議会上ノ協賛ヲ求ムベシ」。

この「建議案」を提出した栗原亮一の所属政党は、第二回帝国議会上以来「官営製鉄所」の設立に反対しつづけてきた自由党だったのである。これに続き、第四および第五議会上にわたって「製鉄所設立建議案」を提出し、いずれも自由党を中心とする民党によって否決されてしまった吏党派の国民協會からもまた一お株をとられた形だが一早川竜介によって、明治28（1895）年1月11日に同様の「建議案」が提出され、同時に審議されることとなったのである。

やがて「栗原案」を中心に第一讀会上が開かれた。のち「建議案」は「製鉄所設置審議案審査特別委員長早川竜介・加賀美嘉兵衛（理事）・栗原亮一・千葉胤昌・内藤久寛・阪田昌熾・木

村誓太郎・川村順之助・小柳卯三郎ら九名に付託されて、ついに明治 28 (1895) 年 2 月 4 日本会議に上程され、衆議院で大多数をもって可決された。第二回帝国議会上程されてからまる 4 年目であった。

### 製鉄所設立建議案

製鉄事業ノ軍備上及經濟上ニ必要ナルハ固ヨリ言ヲ俟タズ。今ヤ我国内外ノ形勢ハ頗ル其ノ急ヲ告グルモノアリ。而シテ此ノ大事業ヲ起スニ方テハ、完全ナル調査設計ヲ要スルハ論ナキナリ。政府ニ於テモ猶確實ナル材料調査ヲ遂ゲンガ為メニ經費ヲ要求シ、議會ハ之ヲ協賛シタリ。然レドモ設計準備ノ調査ニ就テハ未ダ其經費ヲ要求セズ。若シ之ヲ後ル、コト一年ナレバ即一年ノ損アリ。宜シク速カニ之ガ完成ヲ期スベシ。即チ製鉄所ノ位置得失ヲ調査スル事、建議計画ニ係ル製図ノ事、諸機械製図ノ事、運搬ノ便否及物価ヲ審査スル事、鉾山ノ視察及銑鉄購入ノ方法ヲ講究スル事、諸機械ノ価格・購入

手續ヲ取調ル事、在外技師ヲシテ外国工場ニ於ケル技術上ノ実況ヲ觀察セシムル事、専門家ヲシテ外国工場建築及事務上ノ視察ヲ為サシムル事等ノ如キハ、最モ急ヲ要スルモノナリ。而シテ其費額ハ凡四万六千円ニ過ギズト云フ。政府ハ宜ク其經費ヲ精算シ、本年度ニ於ケル予算追加トシテ帝国議會ニ協賛ヲ求ムベシ。敢テ之ヲ建議ス。(未完)

### 注)

- 1) 山田盛太郎『日本資本主義分析』(『山田盛太郎著作集』第二卷、第一篇生産旋回=編成替え、第一、第二編旋回基軸、第三 基本的展開) 19 頁、154 頁。同『文庫版』23 頁、219 頁、小林賢斎編『資本主義構造論』(日本經濟評論社、2001 年刊)、第 2 章 II 産業資本確立と編制、82 頁、96 頁、
- 2) 三枝博音・飯田賢一編『日本近代製鉄技術發達史』東洋經濟新報社、昭和 32 年刊、8 頁以下。
- 3) 田中彰『岩倉使節団の歴史的研究』(岩波書店、2002 年刊)、27 頁、「表 1-1」および末尾、第一表・333 頁参照。